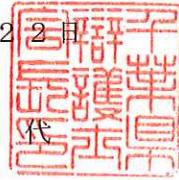


裁判所関連予算の大幅増額を求める会長声明

2014（平成26）年8月22日

千葉県弁護士会

会長 蒲田 孝



1 2001年に出された司法制度改革審議会意見書（以下、「意見書」という。）は、裁判所等の人的物的体制の充実を含む司法制度改革を実現するため、司法に対して財政面から十分な手当をすべく、政府に対して、必要な財政上の措置について特段の配慮を求めた。

ところが、裁判所関連予算は、裁判員裁判対策の点を除けば年々減少を続け、国家予算に占める割合は約0.3%台で推移しているのが実情である。この点、平成26年度予算は約122億円の増額となっているが、給与特例法の失効に基づく人件費の増額分約171億円を含んだものであるから、実質的にみれば約49億円の減額である。

このような政府の措置は、意見書が求めた司法に対する財政上の特段の配慮を、政府が怠ってきたことであり、国民の裁判を受ける権利（憲法32条）を十全化する責務を怠っていたと評価されてもやむを得ないものである。政府が、「安全安心な社会」を目指すのであれば、国民の身近にあって、利用しやすく、頼もししい司法を全国各地で実現すべく裁判所関連予算の増大を図ることは必要不可欠である。

2 近年、家事事件は年々増加し、家事調停事件は多様化、複雑化が進み、面会交流事件でも難しい事件が増加している。また、成年後見事件は誰の目にも明らかなとおり激増の一途を辿っている。

裁判官や書記官は、本来自ら行うべき申立内容の確認や後見業務の打合せなどを参与員に依頼するなど、多忙を極めている。裁判官や書記官の増員などの人的側面、及び、調停室等の増設や裁判所支部ないし家裁出張所の新設など物的側面について抜本的対策が必要である。特に家庭裁判所関連の予算については、飛躍的な拡充が必要不可欠であることは明らかである。

3 他方で、家庭裁判所以外の裁判所関連予算が減少に転じていることも問題である。なるほど、消費者金融事件・破産事件の減少等によって、地方裁判所などの取扱事件数は減少している。しかしながら、元々裁判官の勤務の過酷さは異常な状態であり、事件数の減少があったとしても、その異常さが解消されるほどまでには至っていない。

また、書記官やその他裁判所職員への権限の大幅委譲がなされているため、書記官らの繁忙さは激化の一途を辿っている。地方裁判所等の予算について現在も大幅な増加が必要な状態は全くと言っていいほど変わっていないのである。

更に、各地で強い要望が上がっている労働審判を実施できる支部の拡大など、国民の強い要望のある基盤の整備を必要としている点からしても裁判所関連予算の増大は大きな課題となっている。

4 国家財政が悪化している現状においては、裁判所関連予算を大幅に増加することは難しいとの意見がある。しかし、もともと、裁判所関連予算があまりにも小さかったため、司法の使い勝手が悪く、その改善を図るべく、小さな司法から大きな司法を目指し、司法制度改革審議会意見書の提言がなされたのである。そうであれば、国家財政の増減にかかわらず裁判所関連予算の増加を図らなければならないはずである。最高裁判所においても、限られた予算の範囲でやりくりするのではなく、今よりはるかに多い裁判所関連予算が国民のために必要であることを社会に向かって大きく訴えるべきである。

5 千葉県に限ってみても、地域の特性に見合った裁判所の人的物的施設の充実は図られてこなかった。例えば、船橋市、市川市、浦安市管内のように人口が約125万人にも上るような地域に裁判所支部がなく、また、千葉地家裁佐原支部、館山支部には裁判官が常駐していないなど、地域の司法サービスは著しく不十分であり、当会はそれを改善するために以前から活発な運動を行ってきた。その実現のためにも、裁判所関連予算の大幅増額が必要不可欠である。

以上から最高裁判所においては、まず平成27年度予算から大幅な裁判所関連予算の増額を要求すべきであり、財務省あるいは政府においては、それを受けた大幅な裁判所関連予算の増加を認めるべきである。